おしで、そろそろ暖房器具がほしくなっているのが実感だろうと思います。最近は、特に燃料が安く上るということで石油ストーブの普及はめざましいものがあります。農家でもこの簡単で便利な石油ストーブを利用しているところが多くなりました。

一方、石油ストーブや灯油の扱い方を充分に知らないために火災を起す例も非常に多くなっているようです。

ところで石油ストーブの選び方ですが、これは、できるだけ名の通った、規格にあった器具を選ぶことでしょう。器具には必ず使用法がこまかく書いてありますので、使用するときはよく読んでそのとおり使うことが大切です。調査によりますと、火災の原因では、この使用書をよく読んでなかったというのが案外多いようです。

それから、灯油の扱いも充分注意していただきたいと思います。特に灯油は、需要期には品不足で値上りがちですが、それを見越して買いだめをする人もあるようです。

しかし、県の火災予防条例などで五百リットル以上を家庭におくことは規制されていますので、これ以上の場合、二メートル以上の空地がそのまわりにあるとか、防火用のヘイを設けるとか、危険物取扱責任者をおくとかいろいろの条件が必要ですから、こんな場合は県の防災消防課などへお尋ねになって下さい。

それから灯油を扱う場合の注意ですが、まず、灯油をストーヴに入れる時は、必ず火を消すこと。容器のフタは完全にすること。容器をたおさぬよう置き場所に充分注意すること。灯油とストーブの間を充分おくこと。直射日光にあてないこと。それから給油するときは、なるべくポンプを使うこと、このほか、注意事項はいろいろありますが、要は、石油ストーヴの便利さだけに心をとらわれて、大切な取扱いの方法をおろそかにしてはならないということでしょう。山沿いの地方では、早くも霜をみていますが、暖房器具を準備する前にもう一度、正しい使い方をしらべて下さい。

交通安全メモ

交通事故の損害賠償

交通戦争と呼ばれるほど、交通事故が増加しています。私たちも、いつ交通事故にまきこまれるかもしれません。

ところで万一、不幸にして事故の被害者となった場合には、加害者から、事故によって生じた損害の賠償を受けるということになります。つまり損害賠償の話しあいがあります。

その場合、双方の話しあいがつき、現実に賠償金が支払われれば問題はありませんが、加害者が支払おうとしなかったり、支払い額について折合わないような場合などは、被害者は裁判所に損害賠償請求の訴えを提起することによって、権利の保護を求めることができます。その場合、とくに問題になる点を中心に説明してみましょう。

例えば、こんな場合もよくあることと思います。「ある会社の自動車にはねられて、負傷したが、会社の方では、従業員が就業時間後勝手に車を持ち出して事故をおこしたのだから、会社に責任はない」という場合です。

この場合、原則的には、その運転が、広い意味で、雇い主のためになされている場合に生じた事故について、雇い主に責任があるということになります。しかし裁判所は、被害者の保護のため、雇主の責任を広く認めようとする立場をとっています。ですから、従業員の無断運転であって、従業員はもっぱら、自分のためにだけ運転している場合でも、運転した者が、従業員であり、車が雇い主のものであれば、特別の事情のない限り、雇主に責任があるとしています。

また、こういう場合もありましょう。「夫が自動車事故で死亡。そこで損害金や慰謝料として三百万円を請求したが、加害者の方は、自動車の強制保険金百万円を持ってきただけで、法律に定められている保険金を支払った以上、もはや責任はない」という場合です。

本当にそうでしょうか。これは実は加害者の言い分が間違いなのです。自動車損害賠償法という法律では、死亡の場合、支払われる保険金額を百万円としていますが、これは損害賠償額の最高限度をきめたものではないのです。ですから、これ以上の損害があったのであれば、当然加害者は、それを支払う義務があります。実際に損害額が三百万円であることが証明できれば、裁判所は三百万円の支払いを加害者に命ずるということになります。

このほかにも、その時々で、どうしたらよいか疑問に思われることが沢山でてくることでしょう。

交通事故の訴訟には、いろいろむずかしい問題もありますので、やはり警察か、専門家である弁護士に相談するのが望ましいと思われます。弁護士会に設けられている交通事故処理委員会に相談すれば、適当な弁護士を紹介してくれますし、場合によっては、法律扶助協会と連絡し、弁護士費用の立替えも考慮してくれます。不幸にして交通事故の当事者になった場合、法に定めるところに従った、合理的な紛争の解決を図って頂きたいと思います。

第一線の人々

企業診断員

最近、大企業といわれる有名会社などが、相次いで倒産して、大きな話題となっています。こうした深刻な経済状勢のなかで、いわゆる中小企業の場合は、より一層、その経営もむづかしいのではないかと思われます。

県が中小企業の振興指導のために行なっている大きな事業のひとつに、「企業診断による経営指導」というのがありますが、今日の第一線の人々は、この企業診断員についてご紹介しましょう。

企業診断員の仕事を説明する前に、まず、小規模事業の実態についてみてみますと、

① 個人企業的で家族労働のものが多い
② 設備や技術が遅れており、生産性が低い。
③ 経営管理が近代的でなく、なかには、帳簿のないところもあるほど。
④ 資金を集めることが困難で、金融機関でなく、知人や親戚などから借りたりしている。

そして、このほか、労働者と使用者の関係が古いままであり、賃金や労働条件などが良くないなど、中小企業の特徴をあげることができます。

そこで、これらの問題点を、ひとつひとつ解決していくために、企業診断員が、良き相談相手になっているわけです。

診断は、あらゆる分野にわたって行なわれますが、一般診断、育成診断、近代化診断の三つがあります。そして、それぞれ工場、商店、あるいは商店街。生産地、鉱山などを対象に指導して廻ります。

例えて言えば企業診断員は、中小企業の健康をまもる医者と言うところでしょうか。ですから診断して病気の原因をみつけ出し、薬を与え、体がよくなるまで面倒を見なければなりません。

診断員は、企業の診断をしたあとも、アフターケアともいえる巡回指導を続け、また診断によって集められた各種の資料をもとに講習会や研究会を開いたりして、絶えず中小企業を見守っているのです。

この企業診断の制度は、昭和二三年に設けられたものですが、毎年一五〇件程度ずつ診断を行なってきており、これまでに二千件以上の診断を行ないました。

現在熊本県には、こうした企業診断員が五人います。またこのほか、公認会計士や経理士、税理士などは、ほとんどの人に診断員の資格があるため、中小企業診断に協力してもらっています。

一方、市町村にあります商工会議所や、商工会でも経営改善普及員の制度が誕生し、およそ八十人の普及員が、小規模な事業の、良き相談相手となって、活躍しています。

あなたの商店、工場でも、経営の面でお困りの点、判らない点がございましたら、どうぞお近くの中小企業診断員にお尋ねになって下さい。

生活のなかのお茶

秋の夜長を読書ですごし、静かに飲む一杯のお茶、こんな時のお茶は、本当に気持ちのなごむ思いがします。

また、実際に、お茶はずっと昔から、無病息災の妙薬といわれています。ビタミンの不足を補って、筋肉の疲れをとるという効果があることは、科学的にも証明ずみです。

秋は、結婚のシーズンでもありますが、この結婚にどうしても欠かせないのがやはりお茶です。結納にお茶を贈るのは、まず、お茶の木が、一度種子を播けば、移植できないこと—移植すれば枯れてしまうからですが—こうしたことから『お茶の木のように、一度結婚したら再婚はしません』という意味で、結納にお茶を使うのだと言われています。

こういうしきたりは別としても、お客様が来れば、まずお茶を出しますし食事の前後、家族の団らんなど私たちの日常生活にお茶は、どうしても欠くことのできないものです。

さて、熊本県のお茶は、お茶の木が育つための立地条件に恵まれて、その歴史は非常に古いようです。しかし、これまで、どちらかといえば、自分達が飲むお茶をつくることが主で、折角の好条件を生かして、産業として茶を育てるまでには至らなかったようでした。

ところが、最近になって、茶をつくる農家も次第に企業化されるようになり、作付面積、二千五百㌶、生産量は年間二千㌧を上廻るまでになりました。そして現在は県外への出荷も、年間四百㌧にのぼっています。

この九月には第二回九州各県の茶の共進会が開かれ、お茶のコンクールも行なわれましたが、玉緑茶の部門では熊本県が賞を独占し、伸茶でも、水俣のお茶が入賞しました。全国的にみてお茶の嗜好が、大部分伸茶であること、そしてより上級のお茶へと移りつつあることなどから、これからの熊本県のお茶の生産の方向を考えさせられるようです。

つまり、全国的なマーケットに、十分乗せられるだけの量と、質とを確保しなければならないと思われます。その意味で、伸茶や、玉露などが、もっともっと研究されていいわけです。

それと、販売面の組織づくりが進んで、実質的に農家所得を向上させる道が、開かれる必要があるようです。

また技術面で県の茶業試験場が、釜炒(かまいり)機械の画期的な改良に成功するなど、着々と成果をあげつつあり、これからの熊本県のお茶には、大きな期待が寄せられています。